

外国人旅行者向け輸出免税が変わる？

Q 令和7年度の税制改正に外国人旅行者向けの輸出免税制度の変更があると聞きました。どのように変わるのでしょうか？

A.日本を訪れる外国人旅行者にとって、消費税免税制度は魅力的な特典です。しかし、令和7年度の税制改正により、その仕組みが大きく変わります。

これまでの免税制度では、輸出物品販売場(免税店)において、外国人旅行者等の免税品購入対象者に対して、免税対象物品を一定の方法で販売する場合に、消費税が免除されていました。

※外国人旅行者等とは、

日本国籍を有しない非居住者:短期滞在、外交、公用の在留資格を持つ者等

日本国籍を有する非居住者:国内以外の地域に2年以上住所または居所を有することが証明された者等のことを指します。

※免税対象物品とは

- 一般物品(家電、衣料品など)は5,000円以上
- 消耗品(食品、化粧品など)は5,000円以上50万円以下

です。

要件を満たせば、外国人旅行者等は免税店で消費税額分を支払わず買い物ができます。

しかし、免税購入物を持ち帰らずに、転売したりする問題が起きていました。

そこで今回の改正で、出国時に、税関で持ち出しが確認された物品に対する消費税相当分を返還する「リファンド方式」に見直されます。

具体的には、

外国人旅行者等は、免税店では消費税額を含む金額で購入し、販売の日から90日以内の出国時に税関で旅券の提示、対象物品の持ち出し等の確認を受けて、消費税額の返金を受けることとなります。

他にも下記のような変更があります。

- 「一般物品」「消耗品」の区分は廃止されます。
- 購入の上限額も撤廃されることとなりました。
- これまでは「消耗品」には特殊包装を行わないといけませんでした。が、不要となります。
- 免税品購入者による免税品の別送は令和7年4月1日を以て廃止されました。
- 輸出物品販売場の許可要件も、適切に購入記録情報及び税関確認情報を授受できることを要件とする、などの見直しがあります

令和8年11月1日以降、新しい制度が適用されます。